

秩父地域里山整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町（以下「秩父地域」という。）における里山の森林整備を促進し、秩父地域民有林の健全な状況を維持し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るため、予算の範囲内において秩父地域里山整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、秩父地域に森林を所有する者又は秩父地域に森林を所有する者から森林整備の委託を受けた者とする。

(補助対象森林)

第3条 補助金の交付の対象となる森林は、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する秩父地域の0.05ヘクタール以上の森林であり、整備面積が0.1ヘクタール以上の森林。ただし別表1の1（3）に掲げる事業の整備面積はこの限りではない。

(補助対象等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表1、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表2に定めるとおりとする。補助金の額は、会長が別途定める単価に、事業実施数量を乗じた額とする。ただし、実行経費が補助金額を下回る場合は、実行経費の額を補助金額とし、補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、秩父地域里山整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、秩父地域森林林業活性化協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 会長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは秩父地域里山整備事業補助金交付決定

通知書（様式第2号）により、補助金を交付すべきでないとしたときは秩父地域里山整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（変更交付決定等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該申請の重要な内容の変更、又は補助対象事業を中止しようとするときは、秩父地域里山整備事業補助金変更交付・中止承認申請書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは秩父地域里山整備事業補助金変更交付決定・中止承認通知書（様式第5号）により、適当でないとしたときは秩父地域里山整備事業補助金変更不交付決定・中止不承認通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日まで又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、秩父地域里山整備事業補助金実績報告書（様式第7号）に必要書類を添付して、会長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 会長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、現地調査により補助対象作業が適切に行われていることを確認し、速やかにその内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、秩父地域里山整備事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに秩父地域里山整備事業補助金請求書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第11条 補助金の概算払を受ける必要がある補助決定者は、秩父地域里山整備事業補助金概算払請求書（様式第10号）に会長が必要と認める書類を添えて会長に請求しなければならない。

- 2 会長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の概算払

をすることが適当であると認めるときは、当該補助金決定額の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 会長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

| 補助対象事業 | | |
|---------|--------------|--|
| 区分 | 事業名 | 事業内容 |
| 1 森林整備 | (1) 竹林整備事業 | 侵入竹の伐採・整理 |
| | (2) 笹等刈払事業 | 林床の笹、灌木等の刈払い |
| | (3) 枯損木等処理事業 | ・ 自然災害や病虫害による被害木の伐倒・除去 ・ 枯死木・倒木・不良木の除去 ・ 大径木除去等による更新伐 ・ 道路、公共施設、住宅、田畑等に被害を及ぼす恐れがある又は環境改善のために必要な樹木の伐倒・除去 |
| 2 調査・測量 | 調査・測量事業 | 上記事業に係る境界確認、周囲測量、標準地・林況等調査 |

別表 2 (第 4 条関係)

| 区 分 | 内 容 |
|------------|---|
| 資材費 | 事業を実施するのに必要な資材（燃料、消耗機材等を含む）に要する費用 |
| 労務費 | 事業を実施するのに必要な労務に要する費用。労務の算定については、会長が別に定める「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。 |
| 機械器具損料及び賃料 | 事業を実施するのに必要な機械器具損料及び賃料 |
| 運搬費 | 事業を実施するのに必要な機械器具等の運搬に要する費用 |
| 仮設費 | 事業を実施するのに必要な仮施設の設置、撤去に要する費用 |
| 準備費 | 事業を実施するのに必要な準備及び後片付けに必要な費用 (森林所有者の同意の取り付け等の事業を着手する上で、直接必要となる経費も含む。) |
| 安全費 | 事業を実施する上で必要な安全対策等に要する費用 |
| 現場管理費 | 安全訓練等に要する費用、法定福利費（現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に基づく事業主負担額）、事務用品費（事務用消耗品）、通信交通費（通信費、交通費及び旅費）。 |
| 測量・調査・設計費 | 事業を実施するのに必要な測量・調査・設計に要する費用 |
| 委託費・請負費 | 事業の一部を委託又は請負による実施に要する費用 ※本経費の実行経費は契約金額とする。この場合、上記の経費を対象とする。また、補助対象事業を実施する者が課税対象事業者の場合は、契約金額から消費税相当額を減算する。 |

※その他加算できる間接費の内容については、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成 23 年 3 月 31 日 22 林整整第 857 号林野庁森林整備部森林整備課長通知）によるものとする。

様式第 1 号(第 5 条関係)

秩父地域里山整備事業補助金交付申請書

年 月 日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
e-mail

秩父地域里山整備事業補助金の交付を受けたいので、秩父地域里山整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により次のとおり申請します。

1 補助対象内容及び補助対象経費

| 事業名 | 事業地 | 面積 (ha) 本数 (本) | 備考 |
|----------------|---------|-------------------|------------------------------|
| (例) 竹林整備 | 秩父市〇〇地内 | 〇〇ha | 小径竹、傾斜区分：中、密度区分：密 |
| (例) 枯損木等 処理 | 〇〇町〇〇地内 | 〇本 | 幹回 60-90cm 〇本 幹回 90cm- 〇本 |
| 計 | | 〇〇ha 〇本 | |

枯損木等処理事業を実施する場合は、該当する目的の番号に○をつけてください。

- (1) 自然災害（台風等）による被害木の伐倒・除去
- (2) ナラ枯れ等病虫害による被害木の伐倒・除去
- (3) (1)、(2) 以外の枯死木・倒木・不良木の除去
- (4) 大径木除去等による更新伐
- (5) 道路、公共施設、住宅、田畑等に被害を及ぼす恐れがある危険木の伐倒・除去
- (6) 道路、公共施設、住宅、田畑等の環境改善（陽当り等）のために必要な樹木の伐倒・除去
- (7) その他
()

2 交付申請額

3 収支予算

別紙1のとおり

※添付資料

- ・事業実施計画書
- ・秩父地域里山整備事業に係る協定書（申請者が所有する山林を整備する場合は不要）
- ・現況写真
- ・現況（竹の直径や密度等、枯損木等の幹回）の調査野帳（交付決定後に調査する場合は不要）

別紙

収支予算

(1)収入の部

| 区分 | 予算額(円) | 積算の基礎 | 備考 |
|----|--------|-------|----|
| | | | |
| 合計 | | | |

(2)支出の部

| 区分 | 予算額(円) | 積算の基礎 | 備考 |
|----|--------|-------|----|
| | | | |
| 合計 | | | |

年 月 日

様

秩父地域森林林業活性化協議会会長

秩父地域里山整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった秩父地域里山整備事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、秩父地域里山整備事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

1 交付決定額

2 交付の条件

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

様

秩父地域森林林業活性化協議会会長 印

秩父地域里山整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった秩父地域里山整備事業補助金については、次のとおり交付しないことに決定したので、秩父地域里山整備事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 不交付決定額

2 不交付の理由

秩父地域里山整備事業補助金変更交付・中止承認申請書

年 月 日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた秩父地域里山整備事業補助金について、(申請内容の変更・事業の中止)をしたいので、秩父地域里山整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 補助対象内容、補助対象経費

| 事業名 | 事業地 | 面積 (ha) 本数 (本) | 備考 |
|--------|---------|--------------------------|------------------------------|
| 竹林整備 | 秩父市〇〇地内 | 〇〇ha 〇〇ha | 小径竹、傾斜区分：中、密度区分：密 |
| 枯損木等処理 | 〇〇町〇〇地内 | 〇本 〇本 | 幹回 60-90cm 〇本 幹回 90cm- 〇本 |
| 計 | | 〇〇ha 〇〇ha 〇本 〇本 | |

(上段：変更前、下段：変更後)

枯損木等処理事業を実施する場合は、該当する目的の番号に○をつけてください。

- (1) 自然災害(台風等)による被害木の伐倒・除去
- (2) ナラ枯れ等病虫害による被害木の伐倒・除去
- (3) (1)、(2)以外の枯死木・倒木・不良木の除去
- (4) 大径木除去等による更新伐
- (5) 道路、公共施設、住宅、田畑等に被害を及ぼす恐れがある危険木の伐倒・除去
- (6) 道路、公共施設、住宅、田畑等の環境改善(陽当り等)のために必要な樹木の伐倒・

除去

(7) その他

()

2 収支予算(変更後)

別紙1のとおり

2 変更又は中止の理由

(例) 交付決定後に実施した現況調査及び測量の結果、補助区分、面積に変更が生じたため

様式第 5 号(第 7 条関係)

年 月 日

様

秩父地域森林林業活性化協議会会長 印

秩父地域里山整備事業補助金変更交付決定・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった秩父地域里山整備事業補助金に係る(申請内容の変更・事業の中止)については、次のとおり(変更交付決定・承認)することとしたので、秩父地域里山整備事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

1 補助対象内容(変更後)

2 交付決定額(変更後)

様式第 6 号(第 7 条関係)

年 月 日

様

秩父地域森林林業活性化協議会会長 印

秩父地域里山整備事業補助金変更・中止不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった秩父地域里山整備事業補助金に係る(申請内容の変更 ・ 事業の中止)については、次のとおり(変更交付 ・ 承認)しないこととしたので、秩父地域里山整備事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

1 不交付・不承認の理由

様式第7号(第8条関係)

秩父地域里山整備事業補助金実績報告書

年 月 日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 様

報告者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた秩父地域里山整備事業補助金について、補助対象事業が完了したので、秩父地域里山整備事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

1 補助対象内容（実績）

| 事業名 | 事業地 | 面積 (ha) 本数 (本) | 備考 |
|--------|---------|-------------------|------------------------------|
| 竹林整備 | 秩父市〇〇地内 | 〇〇ha | 小径竹、傾斜区分：中、密度区分：密 |
| 枯損木等処理 | 〇〇町〇〇地内 | 〇本 | 幹回 60-90cm 〇本 幹回 90cm- 〇本 |
| 計 | | 〇〇ha 〇本 | |

2 補助対象経費（実績）

別紙2のとおり

※ 添付書類

- ・ 事業実施実績書
- ・ 実測図及び測量野帳
- ・ 事業完了後の写真
- ・ 調査野帳（交付申請時に添付している場合は不要）
- ・ 支出関係書類（領収書、施業日報等）※林業事業体等後日書類検査を受ける場合は不要

別紙2

収支精算書

(1)収入の部 単位:円

| 区分 | 予算額(円) | 精算額 | 比較増減額 | 備考 |
|----|--------|-----|-------|----|
| | | | | |
| 合計 | | | | |

(2)支出の部 単位:円

| 区分 | 予算額(円) | 精算額 | 比較増減額 | 備考 |
|----|--------|-----|-------|----|
| | | | | |
| 合計 | | | | |

(3)補助金清算 単位:円

| 精算事業費 | 精算補助金 | 概算払受領済額 | 差し引き補助金未受領(返還)額 | 備考 |
|-------|-------|---------|-----------------|----|
| | | | | |
| 合計 | | | | |

様式第 8 号(第 9 条関係)

年 月 日

様

秩父地域森林林業活性化協議会会長 印

秩父地域里山整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった秩父地域里山整備事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、秩父地域里山整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

補助金交付確定額

様式第 9 号(第 10 条関係)

秩父地域里山整備事業補助金請求書

年 月 日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 様

請求者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付けで額の確定があった秩父地域里山整備事業補助金について、秩父地域里山整備事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金請求額

2 振込先

| | | | |
|-------|-------|------|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義 | | | |
| 種 別 | 当座・普通 | 口座番号 | |

様式第 10 号(第 11 条関係)

秩父地域里山整備事業補助金概算払請求書

年 月 日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 様

請求者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付けで交付決定があった秩父地域里山整備事業補助金について、秩父地域里山整備事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

1 補助金請求額

2 内訳

| 補助金決定額 | 今回請求額 | 残 額 |
|--------|-------|-----|
| | | |

3 概算払いの請求の理由

4 振込先

| | | | |
|-----------|-------|-------|--|
| 金 融 機 関 名 | | 支 店 名 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義 | | | |
| 種 別 | 当座・普通 | 口座番号 | |